輸第12490号	化成肥料	10―50燐酸アンモニア	丸紅株式会社
輸第12491号	化成肥料	りん酸―アンモニウム1号	丸石株式会社
輸第12492号	化成肥料	りん酸―カリウム1号	丸石株式会社
輸第12493号	化成肥料	硝酸加里1号	丸石株式会社
輸第12494号	化成肥料	苦土有機入り富裕エコ32号	株式会社J・K・Cアグロ
輸第12499号	副産石灰肥料	かきがら副産石灰	誠信産業株式会社
輸第12500号	液体微量要素複合肥料	Good―MAT	株式会社アルキメット卜楽農

有効期間が平成34年6月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第71976号	化成肥料	つつじ有機入り化成8号	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番1
生第76146号	混合加里肥料	エースカリ	有限会社アネット	宮城県遠田郡涌谷町猪岡痘台字大谷地8番地
生第76148号	化成肥料	エーコープ苦土尿素入り複合硫加燐安S380	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第76169号	化成肥料	丸菱苦土尿素入り高度化成286	丸菱肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町1丁目22番地
生第76173号	化成肥料	くみあい苦土・マンガン・ほう素・尿素入り燐加安463	協同肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町1丁目23番地

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百九十二号

熊本空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月二十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　熊本空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　熊本空港内及びその周辺　熊本県菊池郡菊陽町
四　変更した事項（変更前の事項については、平成十三年国土交通省告示第四十六号を参照）
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表滑走路警戒灯の項灯質の欄中「白熱電灯」を「発光ダイオード」に変更した。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十八年七月二十日

○国土交通省告示第八百九十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、八千代都市計画事業西八千代北部特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第五回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月二十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　縦覧開始の日　平成二十八年七月二十一日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　千葉県八千代市緑が丘二丁目千百二十番地三　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部千葉業務部千葉中部業務事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○関東地方整備局告示第二百五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年七月二十日

関東地方整備局長　大西　亘

その関係図面は、平成二十八年七月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	縦覧場所
四百六十八号	横浜市栄区公田町字荒井沢一〇〇〇番一から同市栄区公田町字荒井沢九八九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年七月二十日

○関東地方整備局告示第二百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月二十日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画公園事業第五・七・二十四号代々木公園
三　事業施行期間　自平成二十八年七月二十日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地

収用の部分	東京都渋谷区神南一丁目地内
使用の部分	なし

○北海道開発局告示第百八十八号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十日から三十日間一般の縦覧に供する。

路線名	敷地の幅員	延長
北海道横断自動車道黒松内北見線		
道路の区域		
区間		
北海道足寄郡陸別町字陸別六三番一から同町字陸別原野西一線五二番二まで	二九・五五～一五八・五一メートル	六・三一〇キロメートル

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百八十九号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十日

北海道開発局長　今　日出人